

テーマ：タスク・シフト/シェアについて

■2024年4月より医師の時間外・休日労働時間の上限規制が適用開始になるほか、全ての医療機関において「**医師の健康を守る働き方の新ルール**」が始まります。勤務医の健康を守るためにあらゆる工夫がなされますが、中でも医師の業務の一部を看護師や薬剤師などの他職種に任せるタスク・シフト（業務移管）や、医師の業務を複数の職種で分け合うタスク・シェア（業務の共同化）は、医師の労働時間を短縮させる施策の一つとして注目されています。

●タスク・シフト/シェアを効果的に進めるためのポイント

➤意識改革・啓発

タスク・シフト/シェアを効果的に進めるために、個々のモチベーションや危機感等が重要であり、医療機関全体でタスク・シフト/シェアの取組の機運が向上するよう、**病院長等の管理者の意識改革・啓発**に加え、**医療従事者全体の意識改革・啓発**に取り組むことが求められます。（例）病院管理職向けのマネジメント研修や医師全体に対する説明会の開催、全職員の意識改革に関する研修実施



➤知識・技能の習得

タスク・シフト/シェアを進める上で、医療安全を確保しつつ、タスク・シフト/シェアを受ける側の医療関係職種の不安を解消するためには、タスク・シフト/シェアを受ける側の医療関係職種の知識・技能を担保することが重要です。（例）必要な知識・技能を習得するための医師による教育・研修の実施。医療安全を十分に確保できるよう取り組む。



➤余力の確保

タスク・シフト/シェアを受ける側の医療関係職種の余力の確保も重要です。（例）ICT機器の導入等による業務全体の縮減を行うほか、医師からのタスク・シフト/シェアだけでなく、看護師その他の医療関係職種から別の職種へのタスク・シフト/シェア（現行の担当職種の見直し）にも併せて取り組む

●局長通知：現行制度の下で医師から他の医療関係職種へのタスク・シフト/シェア

令和3年9月30日付け医政発0930第16号厚生労働省医政局長通知では、「現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト/シェアの推進」について発出され、**職種**（看護師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、義肢装具士、救急救命士）ごとに**タスク・シフト/シェアを進めることが可能な業務**が示されています。また、その他職種にかかわらずタスク・シフト/シェアを進めることが可能な業務も紹介されています。参考にさせていただきます。

東京都医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」といいます。）では、医師の時間外労働の上限規制に伴う特例水準の指定について、事前にご相談いただくことが可能です。医療機関で不明な点がございましたら、まずは勤改センターへお気軽にお問い合わせください。

東京都医療勤務環境改善支援センター随時相談窓口

☎ 03-6272-9345（平日9時30分から17時30まで）

詳細はこちらから検索！ ⇒

東京都 勤務環境

検索

勤務環境かいぜんサポートナビ

